

山鹿市民交流センターの利用制限について

(令和4年1月21日～)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「まん延防止等重点措置」が発令されました。施設利用について下記のとおり制限しますのでお知らせします。なお、期間については感染状況により変更する場合があります。

1.制限を行う期間

令和4年1月21日～令和4年2月13日まで
※ まん延防止等重点措置の期間

2.制限を行う事項

- ①新規予約受付は全て禁止
- ②予約済の利用者に対しては、利用自粛を要望
- ③利用される場合は基本対策の徹底
 - ・手指消毒、マスクの着用、人と人との距離の確保
 - ・適切な人員による利用(定員の半分程度)
 - ・短時間利用の要請
 - ・利用者名簿の作成

山鹿市教育委員会 社会教育課
指定管理者 (一財)山鹿市地域振興公社